

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 公文書管理委員会令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 22 日 号外第 271 号 15 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 22 日 政令第 251 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	平成 23 年 1 月 1 日から施行
【制定の根拠】	公文書等の管理に関する法律第 28 条第 4 項
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none">1 公文書管理委員会（以下「委員会」）に、特定歴史公文書等不服審査分科会（以下「分科会」）を置く。（第 5 条第 1 項関係）2 分科会は、委員会の所掌事務のうち、公文書等の管理に関する法律第 21 条第 2 項の規定に基づき委員会の権限に属させられた事項を処理することをつかさどる。（第 5 条第 2 項関係）3 分科会に属すべき委員の指名等について定める。（第 5 条第 3 項～第 6 項関係）4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。（第 5 条第 7 項関係）5 委員会の定足数及び議決についての定めを分科会の議事について準用する。（第 6 条関係）
【改正される法令】	公文書管理委員会令（平成 22 年政令第 166 号）